

事業主のみなさまへ ～最低賃金改定に伴う求人の取扱いについて～

例年10月以降、最低賃金（時間額）が改定されております。
（なお、**東京都の最低賃金は1,226円に引き上げられます。**
発効日は令和7年10月3日です。）

これに伴い、**8月1日以降の求人申込については、**以下の取扱いとさせていただきますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

8・9月の求人申込時点で 現行の最低賃金付近の求人について

8月に受理する求人の公開期限は基本的に10月末日（9月受理分は11月末日）となりますが、**10月からの求人公開では、改定後の最低賃金が適用**となります。

このため、最低賃金改定日以降、**改定後の最低賃金を下回る求人については、求人の公開ができなくなります。**

改定日以降も求人公開を希望される場合は、**9月末までに改定後の最低賃金額以上での変更のお申し込み**をお願いいたします。

なお、9月末は同様のお申し込みが集中することが予想されるため、**お早めのお申し込みにご協力願います。**

ご不明な点がございましたら窓口にてご確認ください。

ハローワーク新宿 事業所第一部門

TEL. 03-3200-8609（31#）

FAX. 03-3200-8109

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年9月3日

担	東京労働局労働基準部賃金課
当	課長 若月 知宏
	主任賃金指導官 高垣 善亘
	賃金指導官 青木 美穂
	電話 03-3512-1614

東京都最低賃金を1,226円に引き上げます

＝発効日は令和7年10月3日です＝

東京労働局長（増田 嗣郎）は、東京都最低賃金を63円引上げ、時間額1,226円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 1 東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年6月30日、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会（会長 本田 敦子）に対し諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、8月7日、現行の時間額1,163円を63円引き上げて1,226円に改正する（引き上げ率5.42%）ことが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続を経て、東京都最低賃金を時間額1,226円とする決定を行い、本日（9月3日）、官報公示を行いました。

効力発生日は令和7年10月3日です。

- 2 厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、各種助成金制度を設けています。

このほか、中小企業・小規模事業者の支援事業として、助成金をはじめさまざまな経営・労務管理に関する課題に対してワン・ストップで無料相談に応じる「東京働き方改革推進支援センター」を設けています。